

「第3回簡易水道料金改定」4月検針分から

神岡、西仙北、中仙、協和、南外、仙北(仙北南地区を除く)地域の

簡易水道料金が変わります

※組合などで運営している水道は対象外です。
 【問い合わせ】上水道課 ☎0187(63)1111 内線156

段階的に料金を改定 利用料金の統一を図ります

市では、簡易水道事業21事業と小規模水道事業1事業を簡易水道事業特別会計で運営し、神岡、西仙北、中仙、協和、南外、仙北(仙北南地区を除く)地域を対象に給水しています。

大仙市の簡易水道は、旧町村の事業を引き継いだことから、地域により料金体系が異なっているため、統一を図る必要があります。また、将来にわたって安定して事業を継続できるように料金の見直しも重要な課題でした。

これらを背景に、市では、平成21年9月に大仙市簡易水道事業給水条例を改正。改定額に大きな差が出ないように地域ごとに段階的に改定することにし、平成22年7月に1回

目、平成25年4月に2回目の料金改定を行いました。今後、平成28年4月に3回目、平成31年4月に、中仙、仙北地域で4回目の改定を行い、全地域の料金が統一されます。

料金高額化を抑えながら 安定した経営を目指します

市の簡易水道事業は必要な経費を料金収入だけではまかなえない、いわゆる赤字経営が続いている状況です。不足額は、一般会計税金などから繰入金として補てんしていますが、厳しい市の財政状況をさらに圧迫する要因の一つになっています。また今後、整備後数十年経過した浄水・配水施設の改築および水道管の敷設替え等の多くの費用が掛かることが予想されます。税金に頼らないための経

営体質強化と将来の施設改修の準備を考慮すると、高額の料金設定が必要になりますが、使用者の負担抑制も配慮しなければなりません。そこで、収入不足額をそのまま一般会計から補てんするのではなく、制度として認められている「基準内繰入金」のみを一般会計から補てんすることにし、なるべく「基準外繰入金」を減らして経営状況の改善を図りながら、同時に、料金の高額化を一定の水準まで抑制しています。

水道事業は、安全で安心な飲料水を供給するという生活に必要不可欠な役割を担っています。今後も、健全な経営基盤づくりを進め将来にわたって安定した給水ができるよう、皆様のご理解とご協力をお願いします。

中仙・仙北(仙北南地区を除く)地域

基本料金

用途および メーターの口径	現在	H28.4～ H31.3	H31.4～	
一般用 浴場用 プール用 工場用	13mm	820円	820円	820円
	20mm	1,230円	1,230円	1,230円
	25mm	2,160円	2,770円	3,390円
	30mm	4,520円	5,860円	5,860円
	40mm	8,220円	10,280円	13,370円
	50mm	12,850円	19,020円	24,680円
	75mm	33,940円	49,370円	49,370円
	100mm	56,570円	64,800円	64,800円
150mm	123,420円	123,420円	123,420円	

従量料金 ※一般用の料金は1㎡毎の単価

用途および 種別	区分	現在	H28.4～ H31.3	H31.4～	
一般用	口径 20mm 以下	1～10㎡	83円	113円	144円
		11～20㎡	144円	174円	216円
		21～50㎡	185円	216円	247円
		51～100㎡	216円	247円	278円
		101㎡～	247円	278円	308円
	口径 25mm 以上	1～50㎡	185円	216円	247円
	51～100㎡	216円	247円	278円	
	101㎡～	247円	278円	308円	
浴場用	1㎡につき	144円			
プール用	1㎡につき	154円			
工場用	1㎡につき	154円			
消防演習用	1基1口 1分につき	216円			
臨時用	1㎡につき	432円			

大仙市水道局マスコット
 キャラクター「ぼたぼん」

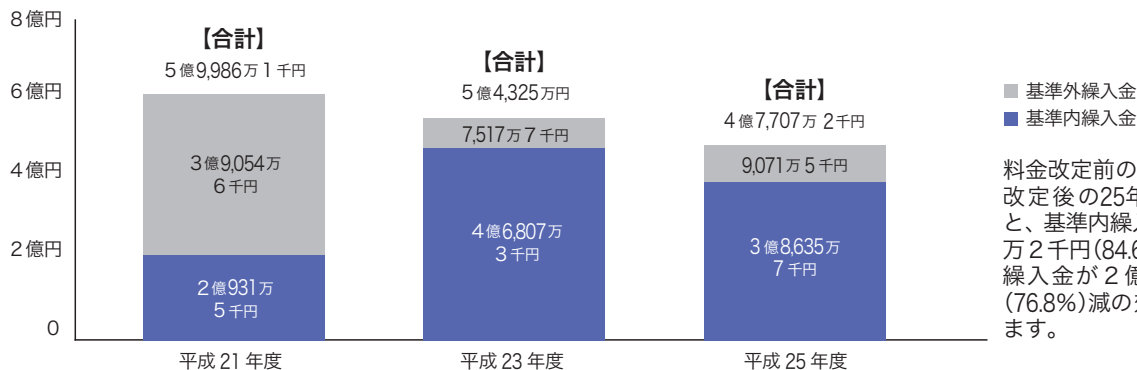


試算例と料金比較(口径13mm、1カ月で20㎡使用した場合)

- 【第2回改定(H25.4～)】3,000円
- 【現在(H26.5～)】3,090円 ※消費税増税後
- 【第3回改定(H28.4～)】3,690円
- 【第4回改定(H31.4～)】4,420円

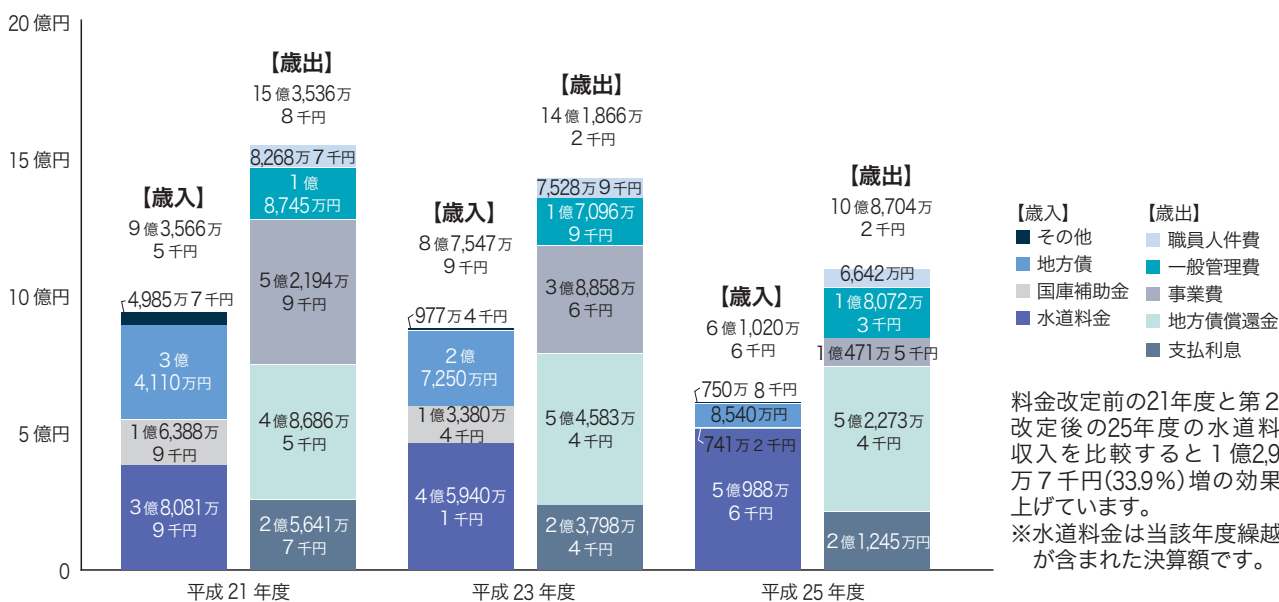
大仙市簡易水道事業特別会計の経営状況報告（第1回および第2回料金改定の前後を比較）

一般会計からの繰入金決算額



料金改定前の21年度と第2回改定後の25年度を比較すると、標準内繰入金が1億7,704万2千円(84.6%)増、標準外繰入金が2億9,983万1千円(76.8%)減の効果を上げています。

歳入・歳出決算額



料金改定前の21年度と第2回改定後の25年度の水道料金収入を比較すると1億2,906万7千円(33.9%)増の効果を上げています。
※水道料金は当該年度繰越金が含まれた決算額です。



改定料金表

新しい料金体系をお知らせします。簡易水道料金は税込表示（総額表示）となっています。新料金は4月検針分からです。

料金改定のポイント

- 各地域で異なる料金体系を統一します。
- 最終的な改定率は50%。ただし、急激な負担増加を緩和するため、段階的な料金改定を行います。
- 適用期日

【第3回改定】平成28年4月検針分から【第4回改定】平成31年4月検針分から

※第4回改定は中仙・仙北（仙北南地域を除く）地域のみ

神岡・西仙北・協和・南外地域

基本料金

用途およびメーターの口径	現在	H28.4～	
一般用 浴場用 プール用 工場用	13mm	820円	820円
	20mm	1,230円	1,230円
	25mm	3,080円	3,390円
	30mm	4,620円	5,860円
	40mm	9,250円	13,370円
	50mm	18,510円	24,680円
	75mm	33,940円	49,370円
	100mm	58,620円	64,800円
150mm	123,420円	123,420円	

試算例と料金比較

(口径13mm、1カ月で20㎡使用した場合)

【第2回改定 (H25.4～)】3,800円

【現在 (H26.5～)】3,910円 ※消費税増税後

【第3回改定 (H28.4～)】4,420円

従量料金

※一般用の料金は1㎡毎の単価

用途および種別	区分	現在	H28.4～	
一般用	口径20mm以下	1～10㎡	124円	144円
		11～20㎡	185円	216円
		21～50㎡	226円	247円
		51～100㎡	247円	278円
		101㎡～	278円	308円
	口径25mm以上	1～50㎡	226円	247円
	51～100㎡	247円	278円	
	101㎡～	278円	308円	
浴場用	1㎡につき	144円		
プール用	1㎡につき	154円		
工場用	1㎡につき	154円		
消防演習用	1基1口 1分につき	216円		
臨時用	1㎡につき	432円		